

東京都社会的養育推進計画(令和2年3月)における取組の進捗状況一覧(令和5年度末)

資料3

施策の方向性	具体的取組	事業名	事業概要	これまでの取組状況(令和5年度実績)	令和6年度計画
1 家庭と同様の環境における養育の推進	<p>(1)里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進 里親等委託率を37.4%とすることを目指して、都民の里親制度の認知度の向上を図る普及啓発や、登録家庭数の拡大を図るターゲットを絞った効果的な広報やリクルート、未委託の登録家庭に対して養育を経験する機会の提供など、里親等への委託に向けた取組を推進していきます。</p>	<p>○里親制度の普及啓発 ○里親研修 ○里親トレーニング事業 ○養子縁組里親の二重登録</p>	<p>○里親制度の普及啓発 里親登録数の拡大を図るため、リーフレットの配布、里親の体験発表会、出前講座等による普及啓発や、養育困難を抱える保護者に対する広報を実施 ○里親研修 養育力を向上させるため外部講師による講義やグループワークや実習を実施するほか課題別に実践的な内容を取り上げるフォローアップ研修を実施 ○里親トレーニング事業 未委託の里親に対して、子供が委託された際に直面する事例に対応するトレーニングを実施 ○養子縁組里親を社会的資源として活用するため、養子縁組里親に養育家庭との二重登録を認める。</p>	<p>○里親制度の普及啓発 ・不妊治療の医療機関に対するリーフレット配布 ・イベント会場や学校、保育園等を通じたリーフレット配布、養育家庭体験発表会の実施(50回) ・フォスタリング機関による、出前講座やイベント出店、ポスター掲示、説明会や個別相談会の開催等、各地域での普及啓発の実施 ○里親研修 法定研修に加え、登録後や受託後にフォローアップ研修等の実施 ○里親トレーニング事業 未委託里親に対するトレーニングの実施</p>	<p>○里親制度の普及啓発 不妊治療の医療機関、学校等を通じた普及啓発、養育家庭体験発表会やフォスタリング機関による普及促進・リクルート事業の実施 ○里親研修 認定前、登録後、受託後、登録更新時の研修、乳児を受託するための研修、専門養育家庭研修のほか、フォローアップ、スキルアップ研修を実施 ○里親トレーニング事業 乳児、幼児、小学生を想定したトレーニング事業を実施 ○二重登録について、長期の受託も可能とする運用に変更</p>
	<p>(2)里親に対する支援 里親が、委託児童を養育しやすい社会となるよう、企業に対する広報の充実など里親制度の認知度を高め、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図る取組や、フォスタリング機関の活用など一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図ります。</p>	<p>○里親の普及啓発 ○フォスタリング機関事業 ○里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)</p>	<p>○里親の普及啓発 里親のインタビュー等を掲載したホームページを展開するとともに企業と連携し社員や顧客に対する里親制度の普及啓発を実施 ○フォスタリング機関事業 里親のリクルート及びアセスメント、研修、マッチング、委託中及び措置解除後の支援に至るまで一貫したフォスタリング事業を、包括的に民間機関に委託して実施 ○里親子のサポートネット 子供の最善の利益を守るため、中立な第三者が里親子や児童相談所から意見を聴き調整を行う</p>	<p>○里親の普及啓発 里親のホームページや動画も活用し、都と政策連携協定を締結する企業の協力を得ての広報や、リスティング広告の実施など、里親の普及啓発を実施 ○フォスタリング機関事業 令和6年4月現在、8か所の児童相談所管内において、フォスタリング機関事業を実施。 ○里親子のサポートネット(事務局対応5件、うち専門相談員対応1件)</p>	<p>○里親の普及啓発 里親のホームページや動画も活用し、都と政策連携協定を締結する企業の他、リスティング広告の実施など、里親の普及啓発を実施 ○フォスタリング機関事業 全部児童相談所管内での実施(10機関) ○里親子のサポートネット(8件)</p>
	<p>(3)特別養子縁組に関する取組の推進 家庭養育優先の原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組に関する取組を推進するため、養子縁組里親への支援の充実、特別養子縁組を前提とした新生児委託の推進、民間養子縁組あっせん機関との連携などを図ります。</p>	<p>○新生児委託推進事業 ○養子縁組民間あっせん機関助成事業 ○民間養子縁組あっせん機関との連携</p>	<p>○新生児委託推進事業 家庭で適切な養育を受けられない新生児について、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や、新生児と養子縁組里親の交流支援を実施 ○養子縁組民間あっせん機関助成事業 民間養子縁組あっせん機関が関係機関と連携した養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業等を実施 ○民間養子縁組あっせん機関との連携 児童相談所と民間養子縁組あっせん機関との間で養親候補者を相互に紹介し、候補児童とのマッチングを推進</p>	<p>○新生児委託推進事業 R5 2施設で実施(令和5年度委託実績 13件) ○養子縁組民間あっせん機関助成事業 R5実績 5事業者 ○民間養子縁組あっせん機関との連携 児童相談所と民間養子縁組あっせん機関との間で連携会議の実施、養親候補者を相互に紹介する仕組みについて、連携会議を開催して検討 ○養子縁組成立後の支援等に係る事業 講演、個別相談、グループ形式、3STEPでの支援を実施</p>	<p>○新生児委託推進事業 R6 2施設で実施(委託見込 18件) ○養子縁組民間あっせん機関助成事業 R6実施予定 5事業者 ○民間養子縁組あっせん機関との連携 連携会議による情報共有、児童相談所と民間養子縁組あっせん機関との間で養親候補者を相互に紹介する仕組みについて、モデル実施 ○養子縁組成立後の支援等に係る事業 講演、個別相談、グループ形式、3STEPでの支援を実施</p>
2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	<p>(1)施設の小規模かつ地域分散化の促進 施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、引き続き、小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するほか、職員の勤務体制や育成、本体施設による支援等について検討を進めます。</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業等</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホームを3か所以上設置する施設へ、グループホーム支援員の配置を行う。また、本体施設から20分以上離れたグループホームにサテライト事務所の設置を可能とする。</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業21施設で実施 ○グループホーム箇所数 191ホーム ○小規模かつ地域分散化加算職員数269人</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業21施設で実施 ○グループホーム設置箇所数207ホーム ○小規模かつ地域分散化加算職員数384人</p>
	<p>(2)ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実 児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制を強化するとともに、虐待等による重篤な症状を持つ児童の行動上の問題や、精神的・心理的問題の改善のための取組を強化します。</p>	<p>○専門機能強化型児童養護施設 ○連携型専門ケア機能モデル事業</p>	<p>○虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。 ○連携型専門ケア機能モデル事業 虐待に起因する愛着障害や発達上の偏りにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を持つ児童の早期改善を図るため、生活支援・医療・教育を一体的に提供する。</p>	<p>○専門機能強化型児童養護施設 39施設で実施 ○連携型専門ケア機能モデル事業 東京都石神井学園(定員12名)で実施</p>	<p>○専門機能強化型児童養護施設 44施設で実施 ○連携型専門ケア機能モデル事業 東京都石神井学園(定員12名)で実施</p>
	<p>(3)施設の多機能化 施設において、小規模かつ地域分散化により空いたスペースや、蓄積した支援のノウハウを生かし、在宅子育て家庭や里親に対する支援、一時保護した児童の受入れなどの多機能化・機能転換を推進します。</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業等(再掲)</p>	<p>○グループホーム支援員の配置やサテライト事務所の設置によって児童養護施設のグループホーム等の開設を支援し、空いたスペースを活用した一時保護を推進する。 ○児童養護施設が、蓄積したノウハウを活用して地域の子育て相談や里親支援を実施するよう指導する。</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業21施設で実施(再掲) ○グループホーム箇所数 191ホーム(再掲) ○小規模かつ地域分散化加算職員数269人(再掲) ○里親支援専門相談員36施設に配置</p>	<p>○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業21施設で実施(再掲) ○グループホーム設置箇所数207ホーム(再掲) ○小規模かつ地域分散化加算職員数384人(再掲) ○里親支援専門相談員36施設に配置</p>

施策の方向性	具体的取組	事業名	事業概要	これまでの取組状況(令和5年度実績)	令和6年度計画
3 社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援	施設や養育家庭等で生活する児童の進学や就業に向け、自立のための準備や課題解決を支援するとともに、進学・就業後も、自立した生活の安定を図るため、個々の状況に応じた相談・指導を充実します。	○自立支援強化事業等	○児童の自立支援にあたる専任の職員を施設に配置する費用を補助することで、施設等入所中の自立に向けた支援や施設退所後の相談援助等を手厚く行う体制を整備し、児童の社会的自立の促進を図る。	○自立支援担当職員(自立支援コーディネーター・ジョブトレーナー含む)配置施設等 72施設	○自立支援担当職員(自立支援コーディネーター・ジョブトレーナー含む)配置施設等 75施設
4 児童相談所の体制強化	(1)児童相談所における人材の確保及び育成 児童福祉司・児童心理司の更なる増員や職員の負担軽減とともに、経験の浅い職員に対する指導や研修等の充実を図ります。また、日常的に弁護士に相談できる体制整備や、児童の治療指導等への医師の活用などの充実を図ります。 (2)中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 児童相談所の設置を計画している市区からの派遣研修の受け入れや研修の実施等により、人材育成に協力するとともに、設置に向けた市区との確認作業のほか、施設利用の広域調整、情報共有等を図ります。	○児童相談所の体制強化 ○児童相談所の人材確保事業 ○児童相談体制等検討会	○市区町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子供に関する家庭その他からの相談に応じ、子供が有する問題や真のニーズ、環境等を的確に捉え、個々の子供や家庭にもっとも効果的な援助を行い、もって子供の福祉をはかるとともに、その権利擁護を主たる目的とする。 ○児童福祉司及び児童心理司について人員確保策を行う。 ○子供を虐待から守り、健やかに成長できる環境を整備するため、子供及び保護者を支援する取組について検討することを目的とする。	○児童福祉司 36人増 ○児童心理司 21人増 ○一時保護所職員 3人増 ○深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制を強化 ○派遣研修の受入 67人 ○葛飾区児童相談所設置	○児童福祉司 41人増 ○児童心理司 22人増 ○一時保護所職員 4人増 ○都と区市町村が一体的に児童相談業務に取り組み、児童相談センターに新たに設置した総合連携担当において具体策を検討し、区立児童相談所や子供家庭支援センターに対する総合調整機能を強化 ○派遣研修の受入 54人 ○品川区児童相談所設置
5 一時保護児童への支援体制の強化	高まる一時保護の需要に対して、必要な一時保護所の定員を確保するとともに、一時保護委託を積極的に活用します。また、子供の権利が尊重され、児童が安心して生活ができるよう、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。	○児童福祉施設等の整備 ○一時保護所の支援改善	○一時保護所の整備を行い、増大する一時保護需要に対応し、また児童を適切な環境で保護する。 ○一時保護所の支援改善を目的として、学習環境の充実及び、余暇活動・外出の充実を図る。	○一時保護件数の増加に緊急に対応するとともに、通学対応など個別のニーズに対応できるよう、民間事業者に委託を行い、一時保護の体制を強化 ○一時保護所支援改善検討会報告書に基づき、子供の安全・安心な環境で生活が送れるよう支援を実施 ○「一時保護所支援向上検討会」において、一時保護所の支援向上のための検討を実施	○一時保護施設の設備及び運営に関する基準、一時保護ガイドラインを踏まえ、都の一時保護に係る条例を制定 さらに、条例の制定とあわせて東京都一時保護要領も改訂
6 子供・子育て家庭を支えるための取組	(1)当事者である子供の権利擁護の取組 子供が意見を表明できる仕組みの効果的な周知を図るとともに、子供の意見表明を支援する方策として、「子供アドボケイト」の導入に取り組みます。また、児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の仕組みを構築します。 (2)区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組 在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制を構築するため、相談支援や支援メニューの充実、保護者に強い育児疲れや不安がある家庭や、不適切な養育状況にある家庭の児童を養育するショートステイなど、ニーズに応じた支援体制を構築する区市町村を支援します。	○子供アドボケイト検討委員会の運営 ○要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ○ショートステイ事業の拡充(ショートステイ利用枠の常時確保)	○将来的な子供アドボケイトの仕組みの本格実施を見据え、事業実施上の課題分析と効果検証のため、意見表明支援員としての担い手の確保、資質向上のための研修要件等の諸課題について検討委員会を立ち上げて検討を行い、本格実施につなげる。 ○生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うことにより、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、地域における支援体制を確立する。 ○ショートステイ実施施設において、事前の予約がない当日の申込みにも対応し、必要なときにショートステイを利用できる体制を整備する。	○「児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会」を3回実施。 ○検討委員会の中で意見表明等支援員のモデル実施、本格実施の考え方を整理した。 ○意見表明等支援員の担い手として求められる子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力等の資質、研修カリキュラムや事後の効果検証の考え方も整理し、令和6年度以降の実施にむけての準備を行った。	○児童相談所に併設する一時保護所及び里親家庭において意見表明等支援のモデル事業を実施する。
				○14区市 ○29区市町 ※いずれも交付申請ベース	○包括補助にて支援